

令和 8 年度宮城県動物愛護推進協議会資料

令和 8 年 7 月 2 7 日
宮城県食と暮らしの安全推進課

目次

I	宮城県動物愛護管理推進計画	1
II	宮城県動物愛護管理推進計画の達成状況	
1	犬及び猫の引取り数	2
2	犬及び猫の苦情件数	
(1)	犬の苦情件数	3
(2)	猫の苦情件数	4
3	マイクロチップ登録数	5
4	動物愛護推進員の数	6
III	動物愛護管理に係る事業の実施状況	
1	犬及び猫の引取り状況	
(1)	犬及び猫の日齢別引取り頭数	7
(2)	犬及び猫の引取依頼者別頭数	8
(3)	引取り等を行った犬及び猫の措置状況	
①	引取り等を行った犬の措置状況	9
②	引取り等を行った猫の措置状況	11
2	宮城県内の犬の狂犬病予防法関係実績	13
3	第一種動物取扱業の業種別登録状況	14
4	動物愛護事業実施状況	
(1)	宮城県動物愛護センターにおける動物愛護事業実施状況	15
(2)	保健所・支所における動物愛護事業実施状況	16
5	宮城県動物愛護推進員活動状況	
(1)	委嘱状況	17
(2)	活動内容	17
6	飼い主のいない猫の不妊去勢事業実績	
(1)	公益社団法人宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業	18
(2)	公益社団法人仙台市獣医師会による飼い主のいない猫避妊去勢事業	18
IV	県からの情報提供事項	
	犬猫マッチングサイトの開設について	19

I 宮城県動物愛護管理推進計画

宮城県では、平成18年に環境大臣が定めた基本指針に則り、平成19年12月に「宮城県動物愛護管理推進計画」（以下「計画」という。）を策定しました。その後、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）や基本指針の改正の都度、計画の改訂を行ってきました。

令和3年3月に改訂した現計画は、令和3年度から令和12年度までの10か年計画とし、人と動物が真に共生できる社会を構築するため、3つの基本理念を定め、理念ごとに目指すべき将来の姿と中長期的な目標を明確化し、計画的かつ統一的に施策を遂行することとしています。

基本理念1 動物愛護を通した生命を大切にする心の育成

将来の姿	◆ 動物の生命を尊重する意識が向上している
数値目標	犬及び猫引取り数：令和12年度 800頭／年 (平成30年度約2,000頭を60%減少する)

基本理念2 動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成

将来の姿	◆ 飼育者の倫理が向上し動物が適正に飼養されている ◆ 動物取扱業が健全に営まれている
数値目標①	苦情件数：犬 450件／年、猫 950件／年 (犬の平成26年度から令和元年度までの6年間の平均苦情件数885件を概ね半減する。猫の平成28年度から令和元年度までの4年間の平均苦情件数1,367件を約30%削減する。)
数値目標②	マイクロチップ登録数：85,000件（延べ） (令和元年度約38,500件を約220%増加する)

基本理念3 動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築

将来の姿	◆ 県民の間における動物の愛護及び管理についての合意が形成されている ◆ 関係者によるネットワークが構築されている
数値目標	動物愛護推進員の数：令和12年度目標 100名

Ⅱ 宮城県動物愛護管理推進計画の達成状況

過去10年間における計画に掲げた数値目標の達成状況は以下のとおりです。

1 犬及び猫の引取り数

表1 犬及び猫の引取り数

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り数)

動物種	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
犬	県(仙台市除)	133	78	87	76	50	60	31	28	47	48
	仙台市	5	5	6	1	5	1	2	15	3	3
	計	138	83	93	77	55	61	33	43	50	51
猫	県(仙台市除)	2,199	1,820	1,622	1,336	1,190	785	726	660	437	443
	仙台市	631	540	359	279	236	185	63	95	71	98
	計	2,830	2,360	1,981	1,615	1,426	970	789	755	508	541
計	県(仙台市除)	2,332	1,898	1,709	1,412	1,240	845	757	688	484	491
	仙台市	636	545	365	280	241	186	65	110	74	101
	計	2,968	2,443	2,074	1,692	1,481	1,031	822	798	558	592

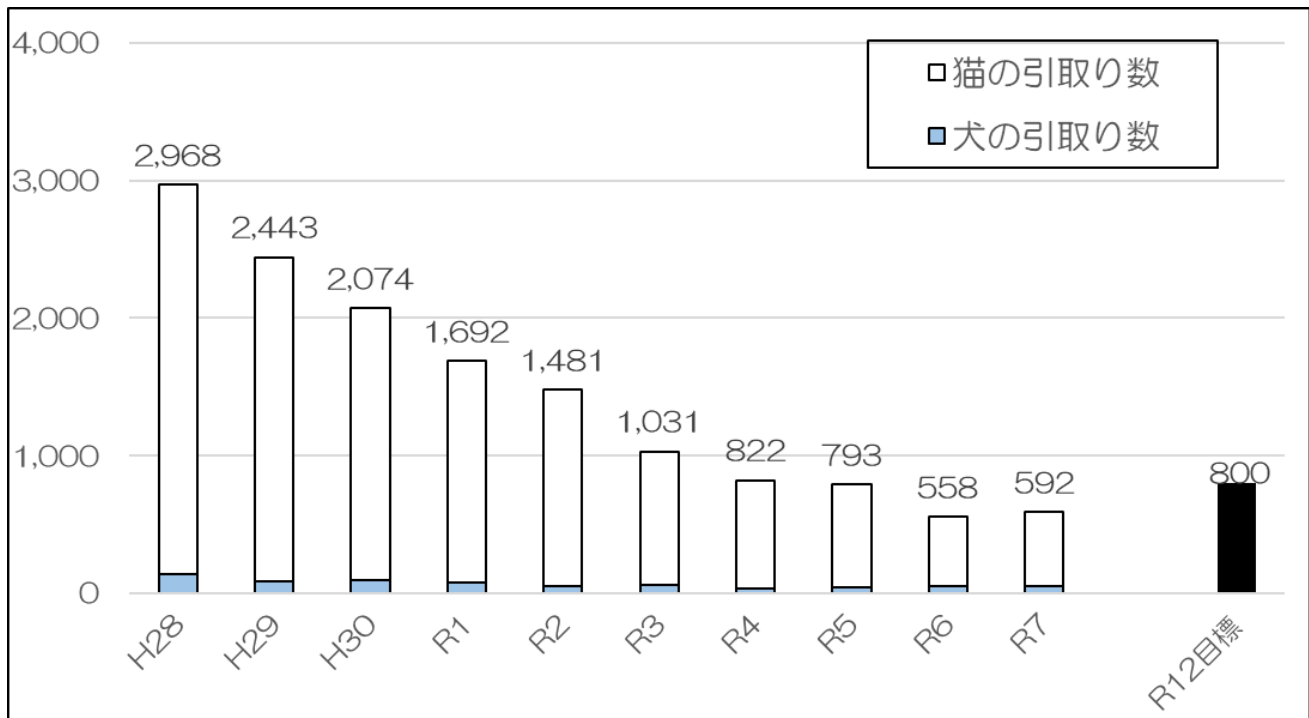


図1 犬及び猫の引取り数

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り数)

令和7年度の県内の犬及び猫の引取り数は592頭と令和6年度からやや増加しましたが、計画で掲げる数値目標の800頭を前年度に続き下回り、目標を達成しました。

引き続き、終生飼養や不妊去勢による繁殖制限措置など、飼い主への適正飼養に関する指導を通じて、引取り数の削減に努めます。

2 犬及び猫の苦情件数

(1) 犬の苦情件数

表2 犬の苦情件数

年度 苦情内容		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
捕獲依頼	県（仙台市除）	487	428	381	361	331	286	304	253	263	230
	仙台市	190	184	144	112	113	90	70	76	56	51
	計	677	612	525	473	444	376	374	329	319	281
放飼・係留不適	県（仙台市除）	99	92	84	98	92	83	67	42	39	44
	仙台市	34	24	33	21	28	23	15	25	24	19
	計	133	116	117	119	120	106	82	67	63	63
糞尿	県（仙台市除）	4	0	1	1	0	1	0	9	18	17
	仙台市	11	20	26	28	39	27	27	26	27	27
	計	15	20	27	29	39	28	27	35	45	44
鳴き声	県（仙台市除）	48	57	42	74	60	45	57	39	53	49
	仙台市	57	89	79	68	54	79	56	60	60	51
	計	105	146	121	142	114	124	113	99	113	100
計	県（仙台市除）	638	577	508	534	483	415	428	343	373	340
	仙台市	292	317	282	229	234	219	168	187	167	148
	計	930	894	790	763	717	634	596	530	540	488

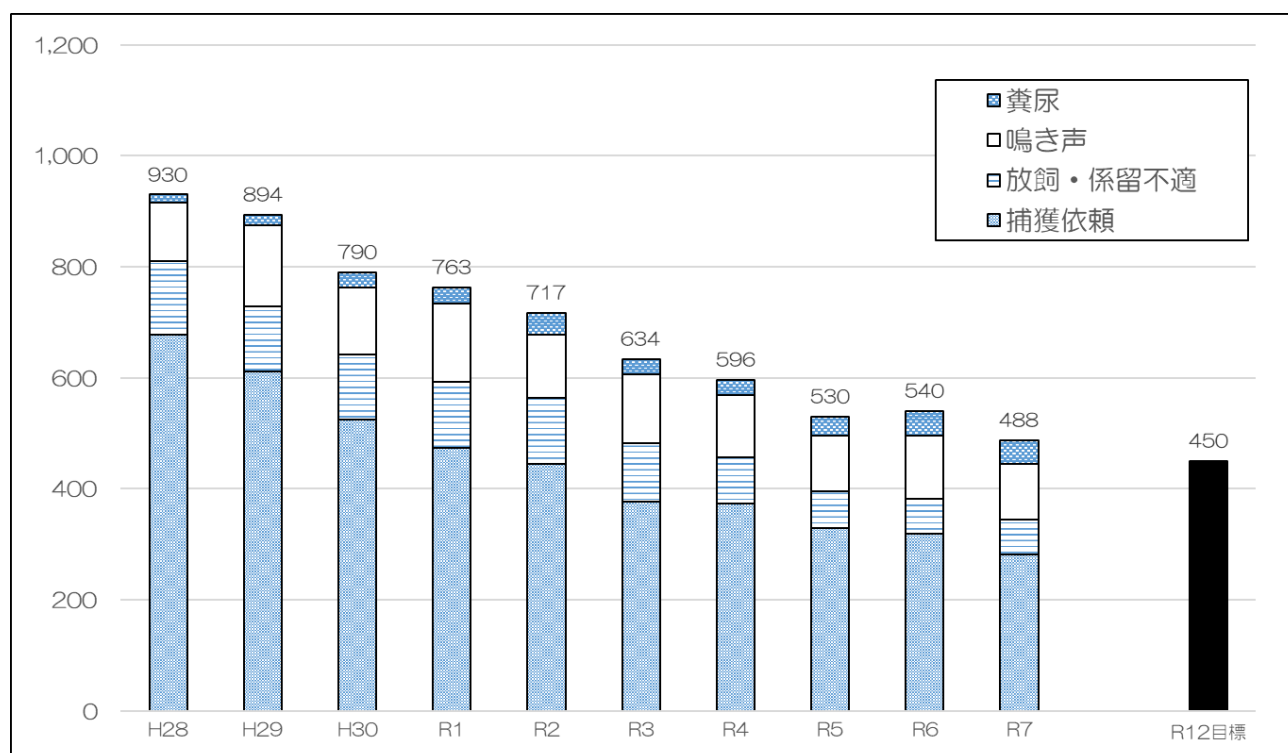


図2 犬の苦情件数

令和7年度の犬の苦情件数は488件で、計画で掲げる数値目標の達成率は、92.2%となっています。犬の苦情件数は、全体として減少傾向にあります。放浪犬等の捕獲依頼に関する苦情が依然として多くを占め、令和7年度の相談受理件数の57.6%を占めています。犬の放し飼いや鳴き声による苦情も一定数あることから、飼い主に対し、犬の係留や適正飼養に係る指導を引き続き行っていく必要があります。

(2) 猫の苦情件数

表3 猫の苦情件数

年度 苦情内容		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
引取り	県（仙台市除）	1,251	1,020	1,029	1,163	1,089	950	984	1,005	830	1,039
	仙台市	122	86	99	124	209	207	213	130	163	129
	計	1,373	1,106	1,128	1,287	1,298	1,157	1,197	1,135	993	1,168
糞尿	県（仙台市除）	91	108	105	113	91	90	135	115	114	166
	仙台市	77	94	142	139	258	161	128	99	78	106
	計	168	202	247	252	349	251	263	214	192	272
餌付け	県（仙台市除）	60	71	100	93	113	116	109	115	113	66
	仙台市	61	58	47	58	50	43	43	45	48	37
	計	121	129	147	151	163	159	152	160	161	103
外飼い・侵入	県（仙台市除）	22	40	39	52	77	53	22	20	24	33
	仙台市	2	7	7	11	14	6	4	2	11	5
	計	24	47	46	63	91	59	26	22	35	38
鳴き声	県（仙台市除）	11	23	17	11	17	14	12	13	13	14
	仙台市	6	5	10	7	11	2	4	10	5	13
	計	17	28	27	18	28	16	16	23	18	27
計	県（自治体除）	1,435	1,262	1,290	1,432	1,387	1,223	1,262	1,268	1,094	1,318
	仙台市	268	250	305	339	542	419	392	286	305	290
	計	1,703	1,512	1,595	1,771	1,929	1,642	1,654	1,554	1,399	1,608

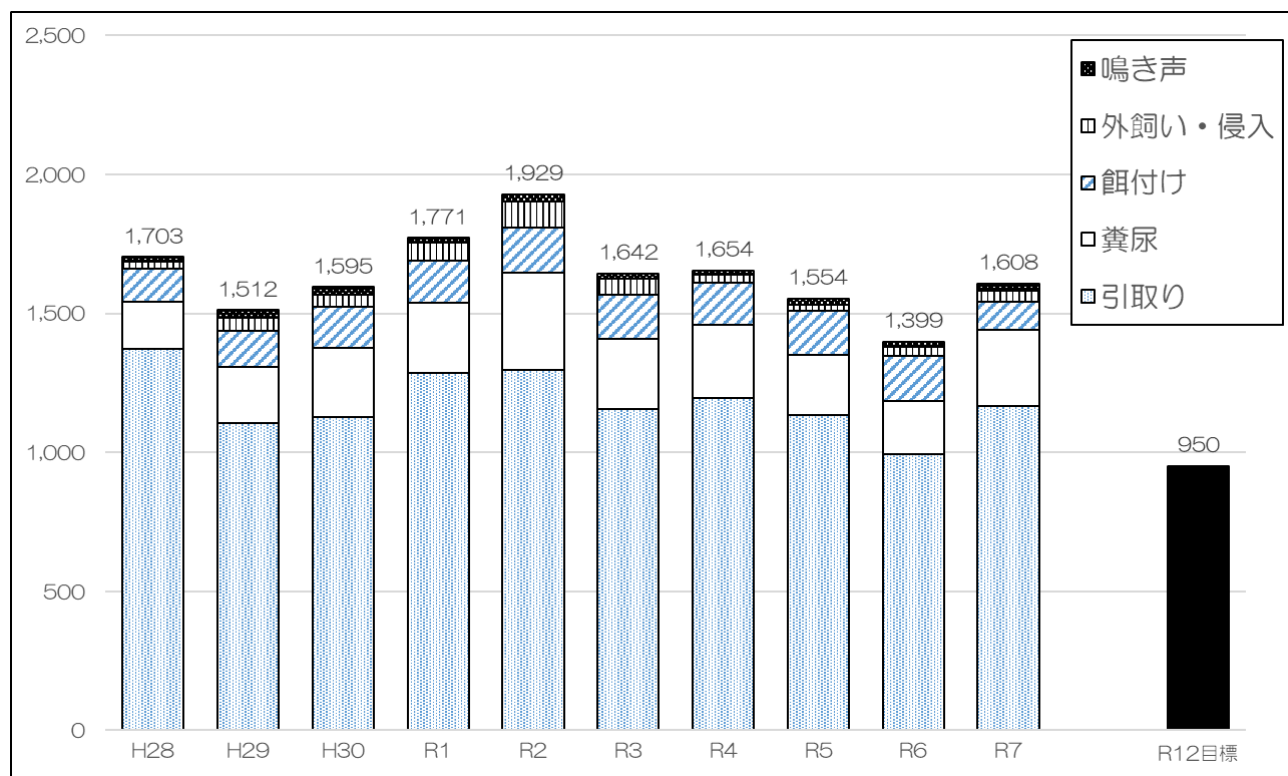


図3 猫の苦情件数（仙台市含む）

※ 平成27年度は、県動物愛護センター及び仙台市動物管理センターが受理した苦情件数（県保健所における猫の苦情件数の集計は平成28年度から開始）

令和7年度の猫の苦情件数は1,608件で、計画で掲げる数値目標の達成率は、59.1%となっています。猫の苦情については、引取りに関する相談が全体の72.6%を占めております。地域の特性を踏まえた猫の飼養管理のあり方を考慮し、飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や、給餌・排泄の管理等を実施する地域猫活動への理解の促進等、地域住民への普及啓発を引き続き行います。

3 マイクロチップ登録数

表4 マイクロチップ登録数（仙台市含む）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
犬	17,521	20,794	24,229	27,778	30,442	35,248	42,787	48,844	55,069	61,369
猫	6,461	7,737	9,135	10,695	11,983	14,513	18,327	21,031	23,720	26,436
計	23,982	28,531	33,364	38,473	42,425	49,761	61,114	69,875	78,789	87,805

※ 環境省指定登録機関への登録数及び動物ID普及推進会議（通称A I P O）におけるマイクロチップ登録数の合計数

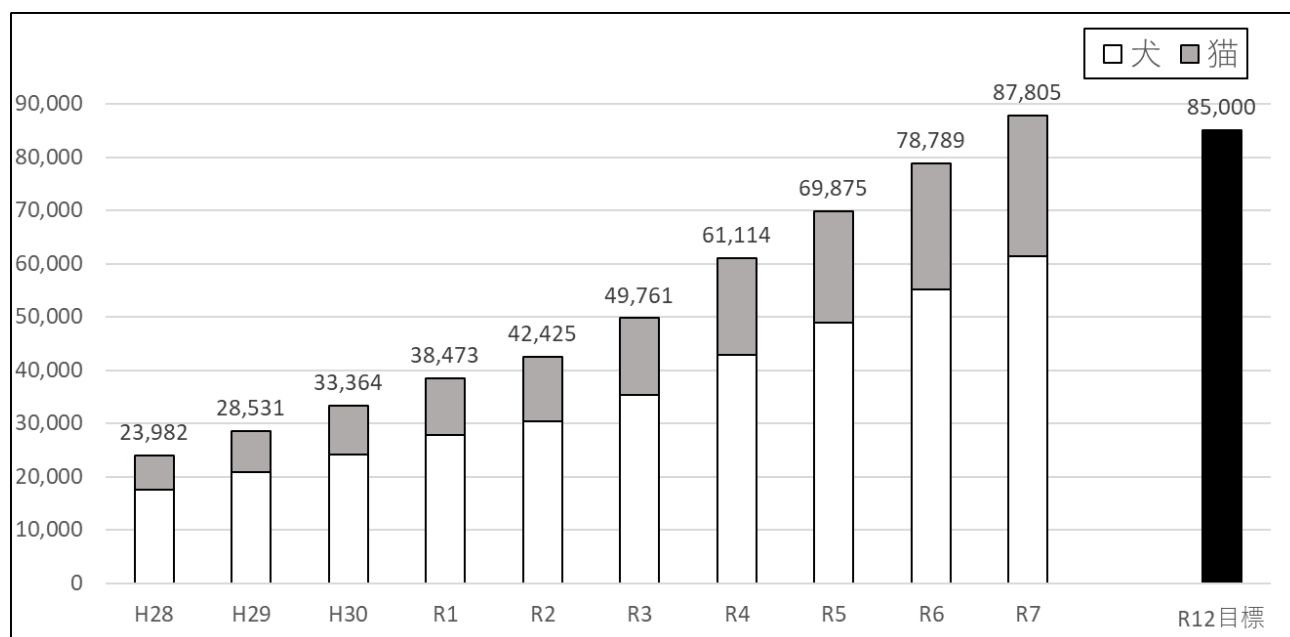


図4 マイクロチップ登録数（仙台市含む）

※ 環境省指定登録機関への登録数及び動物ID普及推進会議（通称A I P O）におけるマイクロチップ登録数の合計数

マイクロチップ登録数は、令和7年度末時点で延べ87,805件（犬：61,369件、猫：26,436件）であり、令和12年度の数値目標である85,000件を達成しました。引き続き、犬猫等販売業者及び犬猫の所有者に対し、マイクロチップの装着・登録について周知を行います。

4 動物愛護推進員の数

表 5 宮城県動物愛護推進員の数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
宮城県動物愛護推進員数	38	40	44	43	44	47	48	47	49	57

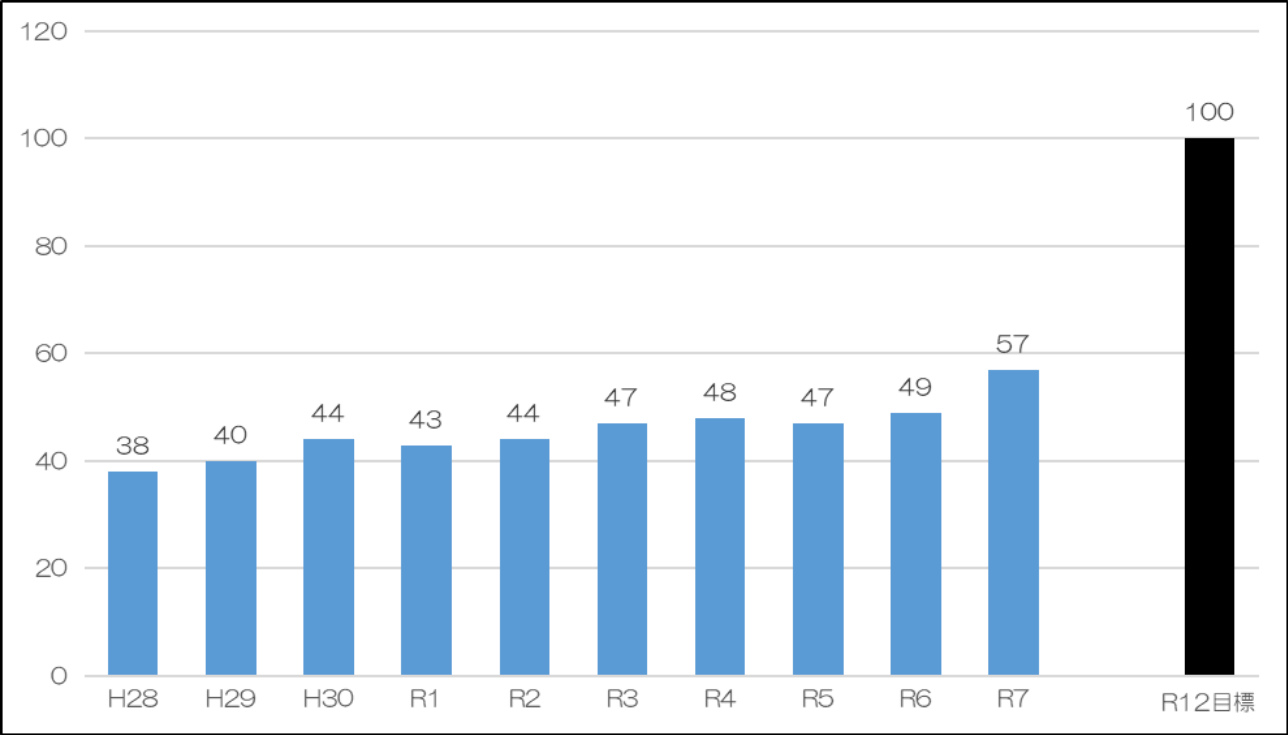


図 5 宮城県動物愛護推進員の数

令和 7 年度末時点の宮城県動物愛護推進員の数 は 5 7 名です。
地域に根付いた動物愛護及び管理を推進するため、引き続き動物愛護推進員の委嘱に努め、その活動支援に取り組めます。

Ⅲ 動物愛護管理に係る事業の実施状況

1 犬及び猫の引取り状況

(1) 犬及び猫の日齢別引取り頭数

表6 引取りした犬及び猫の日齢と頭数

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
成犬(91日齢以上)	73	63	64	49	31	31	21	27	44	45
子犬(90日齢以下)	60	15	23	27	19	29	10	1	3	3
成猫(91日齢以上)	242	310	231	211	186	131	245	198	163	197
子猫(90日齢以下)	1,957	1,510	1,391	1,125	1,004	654	481	462	274	246
計	2,332	1,898	1,709	1,412	1,240	845	757	688	484	491

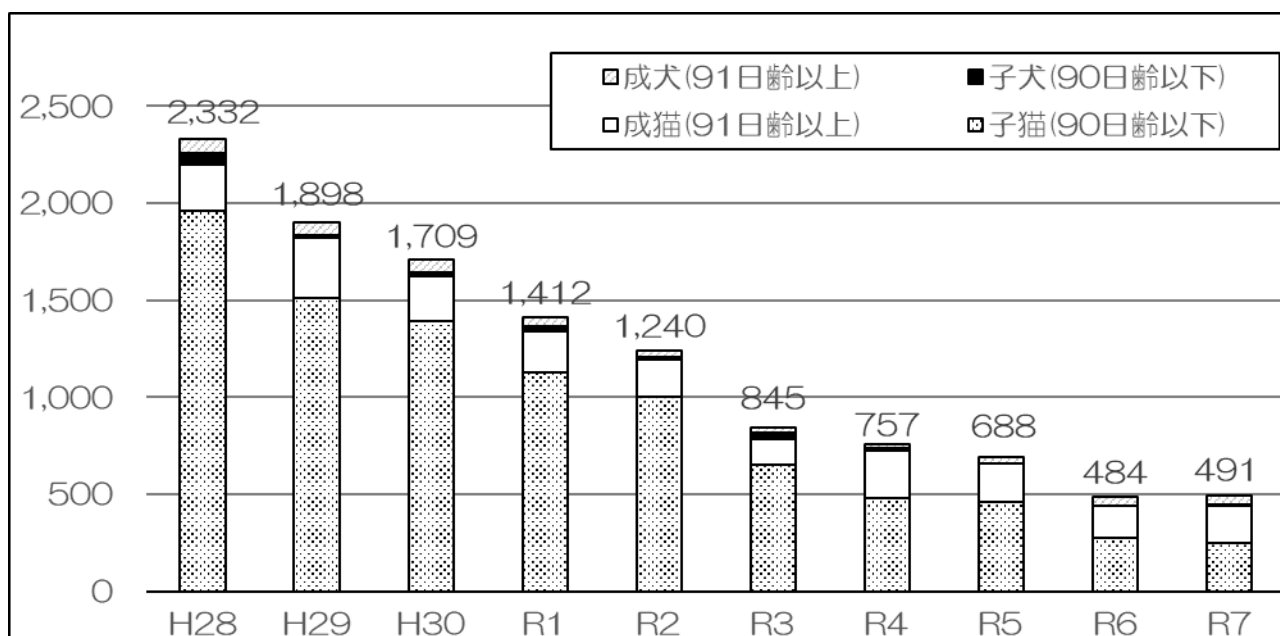


図6 引取りした犬及び猫の日齢

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

令和7年度の犬及び猫の引取り数は491頭であり、昨年度と同程度となりました。内訳としては、子猫の引取り数が減少した一方、成猫の引取り数が増加しました。

関係団体との連携をより一層強化しながら、飼い主に対する不妊去勢手術等の繁殖制限措置の普及啓発と、飼い主のいない猫に対する繁殖制限措置の推進に取り組みます。

(2) 犬及び猫の引取依頼者別頭数

表 7 犬及び猫の引取依頼者別頭数

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
犬(飼い主から)	95	54	63	63	43	50	28	28	47	42
犬(所有者不明)	38	24	24	13	7	10	3	0	0	6
猫(飼い主から)	385	282	227	199	187	165	306	298	203	231
猫(所有者不明)	1,814	1,538	1,395	1,137	1,003	620	420	362	234	212
計	2,332	1,898	1,709	1,412	1,240	845	757	688	484	491

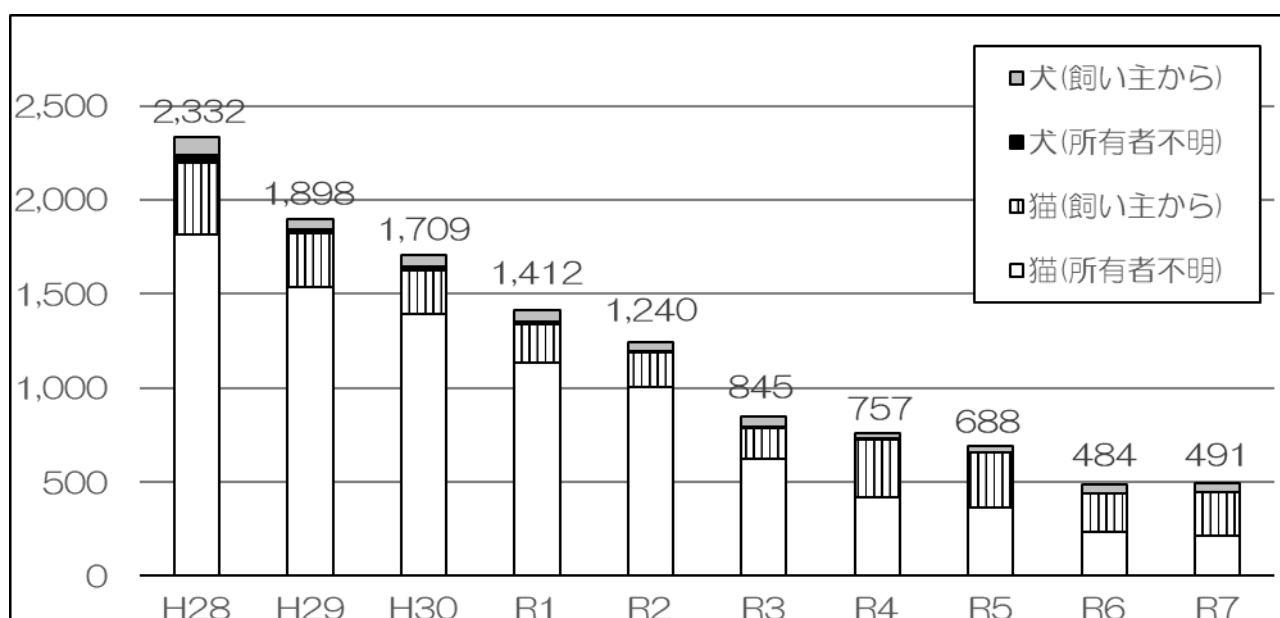


図 7 犬及び猫の引取依頼者

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

令和7年度の犬及び猫の引取り数は昨年度と同程度となりました。依然として、猫の引取り数が多く、引取りした犬及び猫全体の90.2%を占めています。

飼い主等への終生飼養や適正飼養に関する普及啓発に取り組むとともに、飼い主のいない猫に対する繁殖制限措置の推進に取り組みます。

(3) 引取り等を行った犬及び猫の措置状況

① 引取り等を行った犬^{※1}の措置状況

※1 狂犬病予防法に基づく抑留、県動物愛護管理条例に基づく収容、動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物として収容した犬

表8 引取り等を行った犬の措置状況（仙台市を除く）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
抑留・収容・引取り数	582	458	396	381	325	289	243	205	241	215
返還	255	258	186	182	205	172	175	140	142	133
譲渡（一般）	114	80	95	73	93	70	39	37	51	43
譲渡（団体）	96	75	58	71	58	23	30	10	24	20
殺処分等	108	48	57	28	13	15	12	15	20	22
内訳	殺処分（譲渡不適）	94	37	38	16	12	9	12	13	15
	殺処分（譲渡不適以外）	6	4	13	2	0	1	0	1	0
	収容中死亡	8	7	6	10	1	6	3	6	7
返還・譲渡率	80%	90%	86%	86%	110%	92%	100%	91%	90%	91%

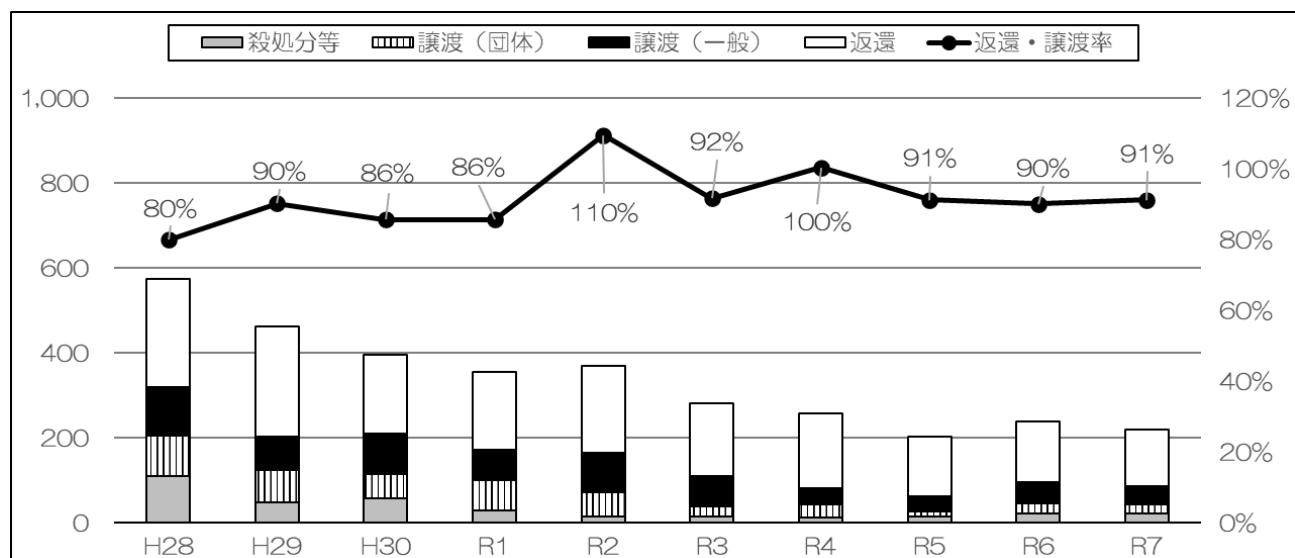


図8 引取り等を行った犬の措置状況（仙台市を除く）

注）返還・譲渡率（%）は年度内に返還及び譲渡された犬の頭数／年度内に引き取った犬の頭数×100で算出したもの。返還・譲渡率が100%を超えているものは、前年度に引取った犬を翌年度に返還・譲渡したため。

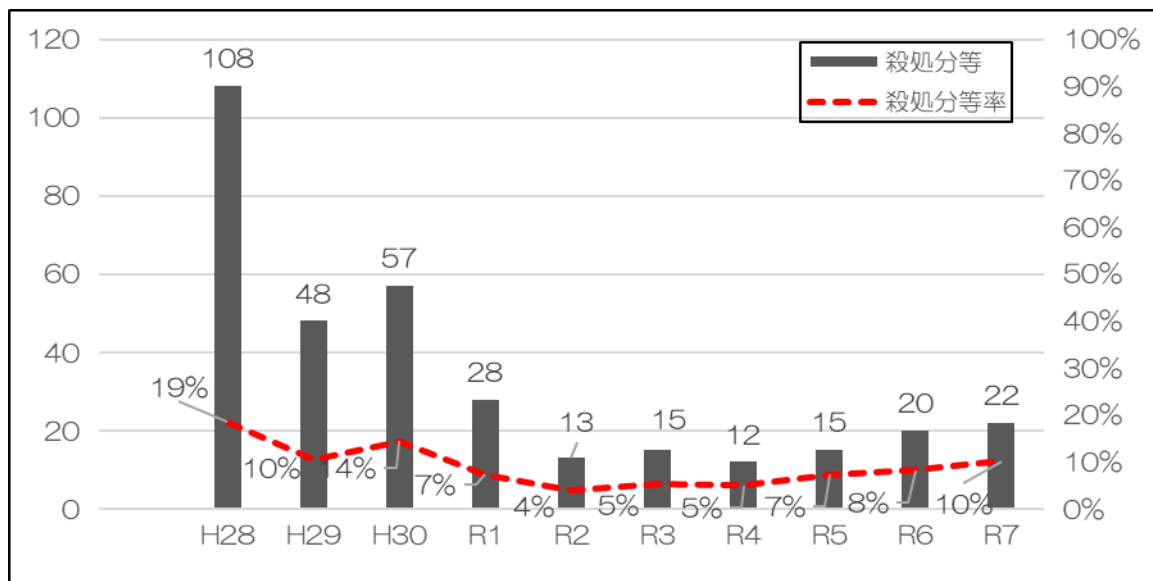


図9 引取り等を行った犬の殺処分等※²の状況（仙台市を除く）

※² 殺処分等には殺処分（譲渡不適）、殺処分（譲渡不適以外）及び収容中死亡を含む

引き取った犬の返還・譲渡率は、近年90%前後の高い水準を保っています。

県では引き続き、引取り数削減の取組みを進め、譲渡適性を考慮した上で新しい飼い主への譲渡を促進してまいります。

②引取り等を行った猫^{※3}の措置状況

※3 動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物として収容した猫

表9 引取り等を行った猫の措置状況（仙台市を除く）

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
引取り数		2,291	1,938	1,740	1,410	1,263	874	821	742	555	525
返還		9	11	8	17	12	16	6	3	8	2
譲渡（一般）		294	300	351	398	509	495	389	421	364	340
譲渡（団体）		431	475	240	184	112	111	150	87	22	20
殺処分等		1,561	1,114	1,138	877	684	291	239	256	168	140
内 訳	殺処分（譲渡不適）	100	228	324	226	172	64	79	123	54	22
	殺処分（譲渡不適以外）	647	121	91	9	0	0	12	23	0	0
	収容中死亡	814	765	723	642	512	227	148	110	114	118
返還・譲渡率		32%	41%	34%	42%	50%	71%	66%	69%	71%	69%

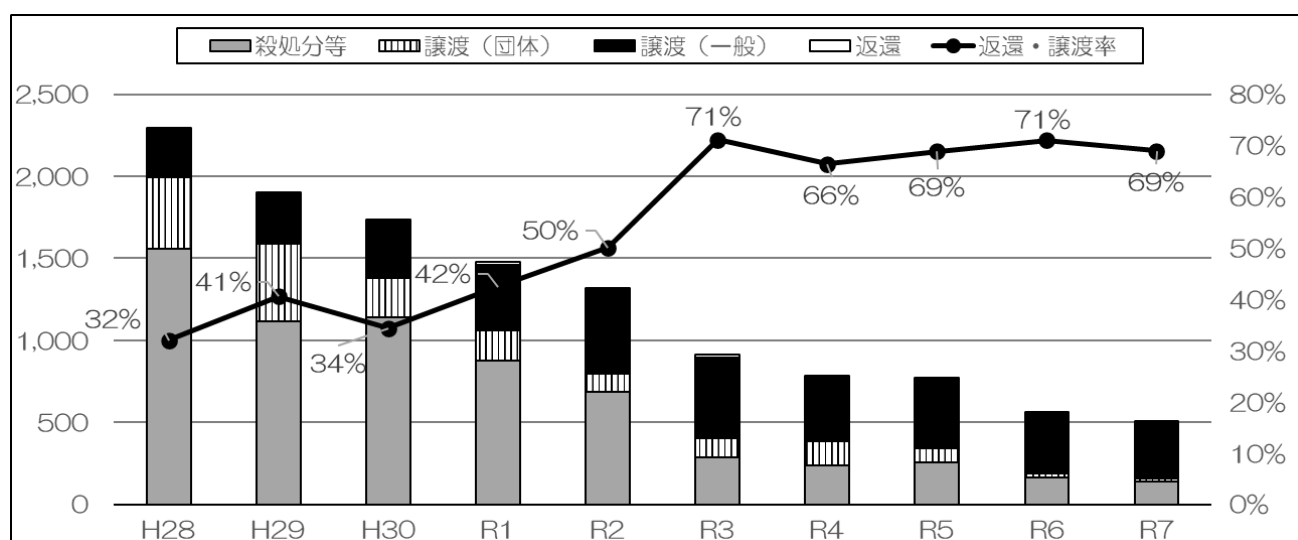


図10 引取り等を行った猫の措置状況（仙台市を除く）

注）返還・譲渡率（％）は年度内に返還及び譲渡された猫の頭数／年度内に引き取った猫の頭数×100で算出したもの。

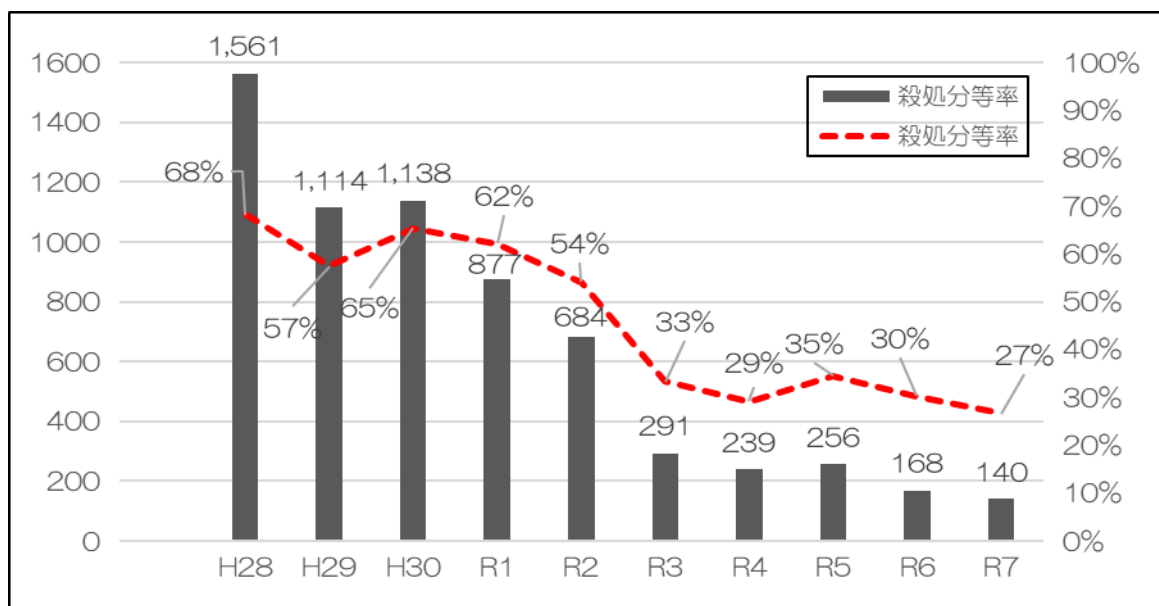


図 1 1 引取り等を行った猫の殺処分等※⁴の状況（仙台市を除く）

※ 4 殺処分等には殺処分（譲渡不適）、殺処分（譲渡不適以外）及び収容中死亡を含む

近年、猫の返還・譲渡率は70%前後を推移しています。殺処分等の多くは収容中に死亡した子猫です。そのため、令和4年度からは、収容中に死亡する子猫を減らし、新しい飼い主への譲渡につなげる取組として、ミルクボランティア事業を開始し、殺処分数の削減に向け取り組んでいます。

県では引き続き、引取り数削減の取組を進め、譲渡適性を考慮した上で新しい飼い主への譲渡を促進してまいります。

2 宮城県内の犬の狂犬病予防法関係実績

表 1 0 宮城県内の犬の登録頭数及び狂犬病予防注射実施状況

区分 年度		登録申請 頭 数	年 度 末 登録頭数	予防注射 実施頭数	抑留頭数
H28	県（仙台市除）	4,799	74,396	62,237	447
	仙台市	2,739	48,158	38,272	114
	計	7,538	122,554	100,509	561
H29	県（仙台市除）	4,711	71,974	60,726	374
	仙台市	3,560	47,487	37,499	110
	計	8,271	119,461	98,225	484
H30	県（仙台市除）	4,848	69,790	58,803	305
	仙台市	3,778	46,622	36,697	88
	計	8,626	116,412	95,500	393
R1	県（仙台市除）	4,454	66,979	56,845	299
	仙台市	3,069	46,090	36,297	59
	計	7,523	113,069	93,142	358
R2	県（仙台市除）	4,270	64,828	54,758	267
	仙台市	3,437	45,429	34,289	53
	計	7,707	110,257	89,047	320
R3	県（仙台市除）	4,581	63,291	52,868	225
	仙台市	3,285	43,991	35,171	54
	計	7,866	107,282	88,039	279
R4	県（仙台市除）	4,126	62,007	51,586	207
	仙台市	3,102	43,100	33,834	40
	計	7,228	105,107	85,420	247
R5	県（仙台市除）	3,922	60,676	50,115	177
	仙台市	3,085	42,310	32,887	32
	計	7,007	102,986	83,002	209
R6	県（仙台市除）	3,881	59,399	48,604	194
	仙台市	3,498	41,764	32,679	35
	計	7,379	101,163	81,283	229
R7	県（仙台市除）	3,412	57,462	46,994	166
	仙台市	4,217	41,996	32,935	26
	計	7,629	99,458	79,929	192

令和 7 年度の仙台市を含む県内の犬の登録頭数は 9 9 , 4 5 8 頭で、狂犬病予防注射実施率は 8 0 . 4 % となっています。

狂犬病予防法において飼い主の義務である飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について、その必要性和併せて指導を行い、登録の徹底と狂犬病予防注射実施率の向上を図ります。

3 第一種動物取扱業の業種別登録状況

表 1 1 第一種動物取扱業の業種別登録状況

区分 年度		業種							登録業者 総数
		販売	保管	貸出	訓練	展示	競りあっ せん業	譲り受け 飼養業	
H28	県（仙台市除）	178	177	11	30	28	1	1	326
	仙台市	122	196	8	30	35	0	1	294
	計	300	373	19	60	63	1	2	620
H29	県（仙台市除）	180	187	10	30	29	1	1	334
	仙台市	125	203	8	28	35	0	1	294
	計	305	390	18	58	64	1	2	628
H30	県（仙台市除）	179	196	9	29	30	1	1	336
	仙台市	123	212	8	24	44	0	1	309
	計	302	408	17	53	74	1	2	645
R1	県（仙台市除）	173	207	9	30	31	1	1	338
	仙台市	125	220	8	27	44	0	1	317
	計	298	427	17	57	75	1	2	655
R2	県（仙台市除）	169	213	9	31	33	1	1	339
	仙台市	125	227	8	26	46	0	2	322
	計	294	440	17	57	79	1	3	661
R3	県（仙台市除）	167	214	9	30	35	1	1	357
	仙台市	119	231	10	27	33	0	2	306
	計	286	445	19	57	68	1	3	663
R4	県（仙台市除）	166	223	8	29	38	1	1	356
	仙台市	112	234	10	27	32	0	3	306
	計	278	457	18	56	70	1	4	662
R5	県（仙台市除）	153	227	8	28	41	1	1	350
	仙台市	103	236	9	27	41	0	3	308
	計	256	463	17	55	82	1	4	658
R6	県（仙台市除）	161	244	12	26	49	1	0	369
	仙台市	104	240	9	29	36	0	3	309
	計	265	484	21	55	85	1	3	678
R7	県（仙台市除）	161	258	12	26	54	1	1	392
	仙台市	105	248	28	41	11	0	5	322
	計	266	506	40	67	65	1	6	714

第一種動物取扱業の登録業者数は少しずつ増加しています。業種別では保管業、貸出し業、展示業が増加傾向にあります。

4 動物愛護事業実施状況

(1) 宮城県動物愛護センターにおける動物愛護事業実施状況

表 1 2 ふれあい教室実施状況及びふれあい広場利用状況

年度	ふれあい教室実施状況		ふれあい広場利用状況	
	件数 (うち、 移動ふれあい教室件数)	参加者数	開場日数	利用者数
H28	34 (2)	1,636 人	242 日	8,094 人
H29	30 (3)	1,307 人	215 日	6,183 人
H30	26 (2)	1,260 人	194 日	3,646 人
R1	27 (3)	1,165 人	176 日	3,243 人
R2	0 (0)	0 人	171 日	489 人
R3	0 (0)	0 人	171 日	681 人
R4	3 (0)	65 人	192 日	1,139 人
R5	8 (0)	190 人	190 日	1,528 人
R6	8 (0)	265 人	193 日	1,605 人
R7	8 (0)	268 人	127 日	1,180 人

表 1 3 譲渡動物の不妊去勢手術及び譲渡会の実施状況

事業名	実施日	参加者数 (人)	内容等
不妊去勢手術	随時		犬： 30頭 (オス 14頭、メス 16頭) 猫：189頭 (オス 94頭、メス 95頭) ※保健所獣医師による手術実施分を含む。
猫の譲渡会	9回/年	871	猫103頭譲渡 (成猫 56頭、子猫 47頭)

令和7年度、動物愛護センターにおいては、ふれあい教室の実施のほか、一日飼育体験やふれあいDAY、わんにゃんフリーデーの開催のほか、どうぶつフェスタへ参加し、動物愛護について啓発活動を行いました。また、譲渡候補の犬及び猫を対象に219頭の不妊去勢手術を実施したほか、休日に猫の譲渡会を9回開催し、合計103頭の猫を譲渡するなど、譲渡推進に積極的に取り組みました。

(2) 保健所・支所における動物愛護事業実施状況

表 1 4 保健所・支所における動物愛護事業実施状況

公所	開催年月日	参加者数	場所	行事名	主催・共催等	概 要
仙南	R7.5.9	130	白石市中央公民館	動物愛護に関する研修	主催：白石市 共催：社会福祉法人白石市社会福祉協議会、白石市民生委員児童委員協議会	白石市民生委員・児童委員現任研修会において、民生委員、児童委員に対して、動物の適正飼養についての講義を行った。
	R8.2.5	50	白石第一小学校	白石第一小学校出前授業	白石第一小学校 白石市教育委員会	小学5年生を対象とし、動物愛護をテーマに、生徒参加型の授業を行った。
塩釜	R7.7.1	150	ヤマザワ汐見台店 ドラッグヤマザワ 汐見台店 タイソーヤマザワ 汐見台店	食中毒・薬乱防止キャンペーン	—	動物愛護の普及啓発を行った。
	R7.9.28	220	利府町役場	りふ環境まるごとフェア2025	利府町	動物愛護および適正飼養、狂犬病予防注射の普及啓発を行った。
岩沼	R8.11.3	543	名取市体育館	ふるさと名取秋祭り	名取市	動物愛護推進員と協力し、啓発資材の配布、犬・猫に関する関するクイズ、ポスター・パネルの展示を行った。
黒川	R7.11.23	37	大和町体育センター及び大和町町民研修センター	飼い犬のしつけ方教室	主催：塩釜保健所黒川支所、宮城県獣医師会黒川班、大和町 共催：富谷市、大郷町、大衡村	飼い犬の適切な飼い方の普及啓発のため、訓練士による講義、実習を行った。
大崎	R7.10.5	655	吉野作造記念館（大崎市）	令和7年度いぬねこ十一番地	主催：いぬねこ十一番地実行委員会 共催：大崎保健所	講師を招へいし、移動手術車による手術デモ及び講演を行った。また、譲渡対象猫の展示や犬猫に関する相談受付も実施した。
	R7.10.19	15	築館体育センター（栗原市）	令和7年度犬のしつけ教室	主催：大崎保健所、公益社団法人宮城県獣医師会栗原支部 共催：栗原市	警察犬訓練所の訓練士を講師に招き、適正飼養に関する講演と、犬同伴参加者へ犬のトレーニング方法の実演を行った。
石巻	R7.7.22	180	イオンモール石巻	動物愛護啓発キャンペーン	石巻保健所	イオンモールの利用者に対して啓発資材（啓発チラシ入りポケットティッシュ：180個、啓発メッセージ入りマーカーペン：43本）を配布した。
	R7.10.19	940	石巻南浜復興祈念公園	犬学園フェスタ2025	犬楽園事務局 石巻保健所	イベント来訪者に対して啓発資材（「宮城県保健所犬猫ダイヤル」等のチラシ：1,600枚、パンフレット：77部、啓発チラシ入りポケットティッシュ：940個、啓発メッセージ入りマーカーペン：249本）を配布した。
	R7.11.15	10	北方公民館	令和7年度愛犬と飼い主のマナーアップ講座	登米市市民生活部環境課 公益社団法人宮城県獣医師会仙北支部 石巻保健所	家庭犬しつけ方について、実践指導及び個別相談を行った。
	R7.11.16	5	吉田公民館	令和8年度愛犬と飼い主のマナーアップ講座	宮城県獣医師会石巻支部 登米市市民生活部環境課 公益社団法人宮城県獣医師会仙北支部 石巻保健所	家庭犬しつけ方について、実践指導及び個別相談を行った。
気仙沼	R7.11.3	90	南三陸町総合体育館	南三陸町産業フェア 薬物乱用防止啓発事業・動物愛護啓発事業	南三陸産業フェア実行委員会	動物愛護啓発資材の配布、マイクロチップ読み取り体験、譲渡動物の紹介および外部講師による猫の不妊去勢手術に関する講演を行った。
	R7.11.9	18	気仙沼市階上公民館	令和7年度気仙沼地区家庭犬しつけ方教室	主催：（公社）宮城県獣医師会仙北支部 共催：気仙沼市市民生活部環境課、南三陸町農林水産課、気仙沼保健所	ドッグスクールマツモト 松本章氏を講師に迎え、参加者の飼い犬によりしつけを実演し、その後参加者本人に実際にやらせよう、といった流れを基本として進行的した。その後、参加者及び聴講者各自からの個別質問に対し、質疑応答した。

保健所・支所が実施する愛護事業については、各地域のニーズや特徴に合わせ、関係団体等と協力しながら、しつけ方教室やイベント等で動物愛護に係る普及啓発を実施しました。

5 動物愛護推進員活動状況

(1) 委嘱状況

58名（令和8年6月末時点）

(2) 活動内容

表15 愛護推進員の主な活動（令和7年度活動実績より）

適正飼養普及啓発	・ 県の動物愛護事業・行事等への協力 ・ 災害時・危機管理対策の啓発 ・ ペットに関する相談 ・ 動物愛護・適正飼養の普及啓発等 ・ 飼い方・マナー・ペットの防災等のセミナー・イベントの開催 ・ 感染症・病気予防知識の啓発 ・ 小学生、中学生への動物福祉に関する講義 ・ しつけ方教室、飼い方指導
譲渡推進	・ 子猫のミルクボランティア ・ 新しい飼い主探し
地域猫活動	・ 県獣医師会飼い主のいない猫の不妊去勢手術事業への協力 ・ 捕獲器の貸出し、動物病院搬送、新しい飼い主の募集 ・ 飼い主のいない猫に関する相談
その他	・ 狂犬病予防集合注射の協力 ・ 個人ボランティアへの協力 ・ 羊の毛刈り体験

6 飼い主のいない猫の不妊去勢事業実績

(1) 公益社団法人宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業

表 16 公益社団法人宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業 実施状況

実施年度	助成金額	予定頭数	実施期間	実施頭数
H28	オス：3,000円（一律） メス：6,000円（一律）	400頭	6月～翌年2月	359頭
H29	手術費用の1／2の額 オス：3,000円（上限） メス：6,000円（上限）	600頭		543頭
H30				641頭
R1	オス： 6,000円（一律） メス：12,000円（一律）	800頭	4月～翌年3月 （12月で新規受付終了）	834頭
R2				795頭
R3			4月～翌年3月 （翌年2月末で新規受付終了）	1,012頭 （オス：353頭、メス：659頭）
R4		1,000頭	4月～翌年3月 （翌年2月11日で新規受付・手術終了）	1,000頭 （オス：354頭、メス：646頭）
R5		1,000頭	4月～翌年3月 （翌年2月11日で新規受付・手術終了）	1,142頭 （オス：402頭、メス：740頭）
R6		1,000頭	4月～翌年3月 （翌年1月15日で新規受付・手術終了）	1,187頭 （オス：429頭、メス：758頭）
R7		1,000頭	4月～翌年3月 （翌年1月15日で新規受付・手術終了）	1,225頭 （オス：467頭、メス：758頭）

令和7年度の宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業実施状況は去勢手術が467頭、不妊手術が758頭で合計1,225頭となり、助成額が予算額に達したため、令和8年1月15日で申請受付及び手術を終了しました。県では、引き続き、県獣医師会と連携し、飼い主のいない猫の不妊去勢の推進に取り組めます。

(2) 公益社団法人仙台市獣医師会による飼い主のいない猫避妊去勢事業

表 17 令和7年度月別実施頭数（仙台市獣医師会資料提供）

実施年度	実施頭数
R1	501頭(オス：160頭、メス：341頭)
R2	483頭(オス：261頭、メス：382頭)
R3	716頭(オス：318頭、メス：398頭)
R4	712頭(オス：289頭、メス：423頭)
R5	825頭(オス：378頭、メス：447頭)
R6	843頭(オス：397頭、メス：446頭)
R7	917頭(オス：420頭、メス：497頭)

IV 県からの情報提供事項

犬猫マッチングサイトの開設について

県では、各保健所や動物愛護センターで収容している犬猫や新たな飼い主が必要な犬猫と譲受希望者とを結ぶことを目的とする犬猫マッチングサイトの運用を、令和8年4月1日から開始しました。本サイトの開設により、不幸な犬猫とそれらの犬猫を家族として迎える飼い主とがつながる機会を増やしていきます。



表 18 犬猫マッチングサイトの運用状況（令和8年6月30日時点）

閲覧数（回）	利用者登録数（者）	犬猫登録数（頭）	譲渡成立数（頭）
74,670	譲渡者： 52	犬： 9	犬： 2
	譲受者：241	猫：110	猫：28
合計	293	119	30

※試験運用期間（R8.2.9～R8.3.31）を除く

※譲渡成立数：サイト上で取引し、譲渡成立に至った頭数。譲受者がサイトを閲覧後、譲渡者に電話等により直接連絡し、譲渡に至った頭数を含まない。